



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	対華21ヵ条をめぐる中日両国の交渉 : 山東問題を中心に [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	楊, 茜
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第14146号
Issue Date	2020-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/79317
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yang_Qian_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：楊 茜

学位論文題名

対華 21 カ条をめぐる中日両国の交渉－山東問題を中心に－

・本論文の観点と方法

本論文は、1915 年 1 月から 1922 年 2 月までの間、対華 21 カ条、とりわけ山東問題をめぐる中日両国の交渉過程を追いながら、当時の北京政府の外交実態を日中両国に所蔵されている一次史料に基づいて分析するものである。また、本論文は、この時期特有の現象として、中国国内世論の強さに着目し、それが北京政府の外交政策にいかなる影響をあたえたのか、また、中日両国の交渉過程にいかなる影響をあたえたのか、についても考察するものである。北京政府とは、辛亥革命後の孫文政権にとって替り、袁世凱、段祺瑞などの軍閥が総統の地位に就いた政権を指すが、本論文は、北京政府の特質およびその果たした役割に注目している。

・本論文の内容

序章では、本論文の課題を示したうえで、対象時期を、(1)1915 年、対華 21 カ条が提出された時期、(2)パリ講和会議開催の時期、(3)パリ講和会議開催後からワシントン会議開催前の時期、(4)ワシントン会議開催の時期の 4 期に分けることが示される。先行研究は、国際会議に注目してきたので、(3)の時期については、よく実態が知られていない。

また、北京政府の役割に注目している先行研究として、岡本隆司、川島真を取り上げ、これらの見解を支持するとともに、本論文では、これまで知られていなかった中日直接交渉の事実を究明すること、中国国内世論と北京政府との関係を明らかにすることが課題とされる。

第 1 章では、対華 21 カ条を受諾した袁世凱政権が取り上げられる。袁世凱は、外交総長に陸徵祥をつけ、対華 21 カ条要求の各条項につき日本と交渉した。その結果、山東問題については日本の要求を拒否あるいは譲歩させたりした。しかし、旅順・大連租借期限延長および南満州鉄道期限延長に対しては「将来我々の手に回収できれば、特に争論する必要がない」と述べ、日本の要求を認めた。また満洲権益に内蒙古を加えることには難色を示した。袁世凱政権期の対華 21 カ条に対する中国国内世論を分析した結果、中国世論は 21 カ条の受諾を非難したとはいえ、北京政府を倒そうとしたわけではなく、かえって政府に期待をかけ、外交を通じて権益を返還させることを強く求めている、と著者は評価する。

第 2 章では 1918 年に行われたパリ講和会議における交渉が分析される。12 月、パリ講和会議に赴く途中で東京に立ち寄った外交総長陸徵祥は内田康哉外相と会談した。そこでは両国が 9 月に取り交わした「山東省諸問題及山東満蒙両地方鉄道借款に関する交換文書」（いわゆる中日密約）を追認した。これは、山東権益を日本が保持する代

わりに北京政府に借款を供与する、という内容だった。パリ講和会議の中国全権は、陸徵祥（外交総長）、顧維鈞（駐アメリカ公使）、王正廷（孫文率いる南方政府代表）、施肇基（駐イギリス公使）、魏宸組（駐ベルギー公使）という顔ぶれであり、陸以外は、山東権益の中国への直接還付を主張していた。中日密約の存在を知ったアメリカはその公表を求めた。中国全権団は陸外交総長を欠席させて会議に臨み、対華 21 カ条と中日密約の廃棄を主張せざるを得なくなったがアメリカは支援しなかった。また、中日密約を知った中国国内世論は沸騰した。

第 3 章では、パリ講和会議とワシントン会議の間の時期における中日直接交渉が明らかにされる。この時期には水面下での中日両国の接触が試みられたことが重要である。日本は当初から直接交渉を求めているのに対し、北京政府も応じる意向だったが、中国国内世論は直接交渉に強硬に反対し続けた。1921 年 4 月には北京政府の外交ブレーンである和訳研究会が日本政府の譲歩限度をあらかじめ聞き出すことを提言した。この方針に基づき、余晋龢（陸軍部参事）が来日、日本政府関係者と接触し、山東鉄道沿線からの撤兵が可能であることを知った。同年 7 月、アメリカが極東問題を討議する国際会議（ワシントン会議）開催を提案した。同会議に山東問題が持ち出されることを警戒した日本は、9 月 2 日、「山東善後措置案大綱」を作成し、小幡酉吉駐華公使が顔惠慶外交総長に交渉を提案した。これは、日本軍撤兵および専管居留地設定取り下げ、という譲歩案であった。しかし、中国国内世論は、「山東善後措置案大綱」の内容を知らされないまま直接交渉反対の論陣を張った。10 月 5 日、顔外交総長は小幡公使に直接交渉拒否の回答を伝えざるを得なかった。

第 4 章では、ワシントン会議における中日および英米との協議が分析される。山東鉄道をめぐり日本の当初案であった日中合弁案は取り下げられ、中国の鉄道としたうえで日本からの借款供与という案に変更され、1921 年 12 月、北京政府新総理梁士詒と小幡公使との会談により合意にいたった。しかし、借款鉄道という情報が伝わると中国の新聞各紙は激しくこれを非難した。北京政府首脳は借款鉄道ということで意見が一致していたが、世論の反対を受けて、1922 年 1 月 13 日、梁総理は、日本の借款鉄道案に同意していない旨の声明を発表した。借款鉄道反対論は梁内閣打倒運動に発展し、梁士詒は辞職した。ワシントン会議での英米による仲介はよく知られているが、合意に至った第 4 案は鉄道財産譲渡代金を国庫券で日本に支払うこと、その間運輸部長および会計主任に日本人を選任する、というものであった。日本からの借款ではなく中国国内の国債（内債）による支払いである。北京政府は、当初、借款案に同意していたが、世論の反発をみて国庫券構想も主張していた。先行研究では、ワシントン会議での英米の仲介が強調されるが、北京政府は、権力基盤が脆弱であるがゆえに国内世論に左右されていたものの、妥協案自体は北京政府が想定していたものだった。

終章では、明らかにした事実を振り返り、「北京政府の外交実態は、自らの立場で外交政策を展開しようとしたが、沸騰した世論に配慮せざるを得なくなり、結局国内世論と外交政策との調整に苦慮したということであった」とまとめている。